

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月十三日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則一五―一六

東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二條第一項第四号及び第二十五條の規定の適用については、同号中「五日」とあるのは「五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあつては、七日）」と、同号イ中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第二十二條第一項各号」とあるのは「第

二十二条第一項各号（規則一五―一六（東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （この規則の失効）
- 2 この規則は、平成二十三年十二月三十一日限り、その効力を失う。